

内閣官房長官 菅 義偉 殿

公明党 青年委員会

青年政策2020

－ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言 －

青年の熱と力が時代を動かす。未来に責任をもつ熱意に溢れた青年世代の声こそ、日本をより良く創りあげていく源泉です。そして今、日本のみならず世界が新型コロナウイルスという未知の敵と戦っております。不安を打ち破り希望をもたらすもの、それは、青年のもつレジリエンス（困難を乗り越える力）と連帯に他なりません。

私たち公明党青年委員会は、その青年たちとともに、昨年来より「ユーストークミーティング」と題し、政治家と若者（10代から40代前半まで）との対話運動を全国展開。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面方式での開催を中断した後は、SNSや電話・メール、さらには、テレビ会議やテレビ通話を使ったオンラインによるユーストークミーティングを実施してまいりました。その数は全都道府県で100回以上、議論対話をした若者は1100名を超えます。また、以下に記載する重点政策に関する緊急Webアンケートを行ったところ、短期間で11,975件の回答が寄せられました。

これら青年世代の「現場の声」を政策遂行の推進力とし、私たちにはこの未曾有の危機を乗り越え、その先に、再びの脅威にも崩れることのない社会、国の基盤をつくる責務があります。本年を契機に「次の10年」を若者が希望をふくらませながら、誰もが輝く社会とする。その決意のもと、公明党青年委員会は「青年政策2020」と題し、まず第一弾として、新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言を取りまとめました。

政府におかれましては、本提言についてお取り計らいいただくとともに、新型コロナウイルスの影響が続く現下の情勢に鑑み、より迅速性が求められる事項については、令和2年度第二次補正予算の確保を含め、速やかに実施するよう要請いたします。

重点政策

- I. 給付金申請など行政手続きをスマホでもっと簡単に！**
- II. 医療・介護・保育・教育等、生活を支える方々の支援！**
- III. 自粛・休業の影響を受ける方々への応援を手厚く！**
- IV. 授業も仕事もオンライン。日本中をネットつなぎ放題に**

(1) 給付金申請など行政手続きをスマホでもっと簡単に

“急に訪れる危機”に対して、各種支援をスピーディに対応するための「迅速で簡素な行政手続きへのオンライン化」に取り組むこと。そして、個人情報保護やセキュリティーを重視しつつも、あらゆる危機から国民を素早く守れる体制構築に取り組むこと。

● 行政のオンライン化

現金給付など、自治体を実施する様々な支援における手続きを原則オンライン化し、迅速化、簡便化を図る。そのためのツールとなるマイナンバーカードの普及・活用を推進すること。また、マイナンバーの利用範囲を拡大するとともに、給付金等の受取口座にする金融機関の預貯金口座番号など送金に必要な情報とマイナンバーを紐付け、その届出を実現することで、本来なら受けられる支援がもれなく受けられるシステムとすること。なお、オンライン化にあたっては、使い慣れない方々に対しても丁寧な対応を進めること。

(2) 医療・介護・保育・教育等、生活を支える方々の支援

社会生活維持のために事業を継続してくださる医療、介護、保育、教育、食品、物流等の業界で働く方々（エッセンシャルワーカー）の安全確保、支援に取り組むこと。

併せて、これらの方々への敬意と感謝を深め、偏見と差別を撲滅するために、国民的な啓発活動に取り組むこと。

● 医師・看護師等、医療従事者への環境整備

命がけで感染症や疾病に立ち向かっている医療従事者の皆様の安全を確保するため、マスクや防護服、消毒液ほか必要な医療機器を提供すること。また、家族、関係者への感染リスクを回避するため、自宅に戻れず車内やホテル等で休憩を取っているケースもあるため、宿泊施設の確保とその費用負担を行うこと。

● 医師・看護師等、医療従事者への直接的手当（危険手当）

新型コロナウイルス感染症への医療提供機関に対する診療報酬の倍増に加え、医療従事者に対しても特別手当等の直接的手当などのための予算確

保に取り組みこと。

- **消防・救急従事者に対する特別手当**

119番通報による出動要請に対応し、医療従事者よりも先に感染の疑いがある方に接することになる感染リスクが高い消防隊・救急隊の皆さんに対する防護機材の安定供給と特別手当、危険手当などのための予算を確保すること。手当の創設にあたり、基礎自治体が柔軟な対応ができるよう、制度、運用の支援を行うこと。

- **介護・障がい福祉従事者に対する特別手当**

感染するリスクが高い中で業務を継続してくれている介護・障がい福祉従事者の皆さんに対する特別手当などのための予算確保に取り組むこと。

- **保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等への追加手当**

労働環境保持の為に欠かすことができない保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等の従事者に対する労働環境の整備の為、感染予防機材の優先的配布を行うこと。また、子供との距離を確保することが難しく、密接を回避できない就労環境であることも考慮し、感染症対策のため休園できない中での勤務を行った方々への追加手当を検討し、予算を確保すること。

保育現場の受け入れ減少に対応した保育士の休業について、有休取得を強制するなど誤った対応が行われることのないよう、指導を徹底すること。

(3) 自粛・休業の影響を受ける方々への応援を手厚く

自粛や休業する事業者や、取引先が休業するなどにより影響を受ける事業者に対して、様々な施策を通じて強力的に支援すること。

- **持続化給付金の迅速かつ適切な支給**

持続化給付金支給の判断にあたり、その迅速性を担保しつつ、要件の認定が形式的にならないよう留意すること。特に、事業継続の認定や事業性の評価（例：フリーランスで事業性ある収入を得ているも雑所得として届出をしているもの）など、個別の事情を確認のうえ、実態に即した認定を行うこと。

- **さらなる事業者向け支援の検討**

事態の長期化により、甚大な影響を受ける事業者のため「持続化給付金」

に続く、さらなる支援を検討すること。その際、「持続化給付金」で給付対象とされなかった事業者、例えば、本年開業をした事業者（東京オリンピックパラリンピック開催を見越した起業が多い）なども対象とするとともに、売り上げ50%減に至らずとも固定費の増加などが相まって事業存続の危機に瀕している事業者が多いこともよく考慮し、個別の事情に寄り添った支援策とすること。

- **「雇用維持」のための万全の体制を**

雇用調整助成金の手続きの簡素化を図り、支給までの期間の更なる短縮を図ること。と同時に、現在8,330円となっている雇用調整助成金の1日当たり支給上限額について、一般財源を投入することにより、特段の条件を付けることなく15,000円とすること。

休業手当の支払いに係る企業の対応によって労働者の待遇に差が生じている状況を打破するため、労働者自身が申請し、休業前賃金の一定割合相当額を受給できる簡便な仕組みを、労働者に不利益にならないよう、雇用保険の本体給付とは別の財源によって創設すること。

新たな仕組みの支給上限額については、雇用調整助成金の支給上限額と同等の1月当たり33万円とすること。また、雇用保険の被保険者以外についても、簡素な仕組みによって対象とすること。

これらの特例措置は、4月1日まで遡るとともに、その特例措置の終期についても、緊急事態宣言の解除後、事業再開に要すると考えられる一定期間も支えることができるよう十分な期間を確保すること。

- **固定費の軽減策**

固定費負担の軽減をはかること。特に賃貸借契約維持のためのテナントの家賃負担軽減は事業継続、雇用維持のために重要であり、5月8日付の与党提言に添った対応を行うことに加え、オーナー・テナント間の協議環境の整備など、当事者間の信頼関係維持に向けた取り組みを支援すること。あわせて、リース代の負担軽減などに努めること。

- **地方創生臨時交付金の増額**

地方自治体による事業継続支援に活用できる財源として「地方創生臨時交付金」を増額すること。また、配分のあり方については、再度検討を行

い、地域の事情に応じた適切な支援とすること。

- **資金繰り対策の更なる強化**

政府系や民間の金融機関による無利子無担保融資審査の更なる迅速化を図ること。あわせて、各企業規模や業態にあわせ、資金繰り支援の選択肢を増やすこと。たとえば、地域経済活性化支援機構（REVIC）の強化や、日本政策投資銀行や中小機構が行うファンドの積み増し、あるいは東日本大震災の時に提供された震災復興支援資本性ローンのような、利率を低減した資本性ある融資の枠組み構築などに取り組むこと。

- **文化芸術やスポーツ分野で頑張る人への支援**

日本の文化芸術やスポーツの灯を消さないため、現在、イベントの中止や延期により多くの損失を抱える方々への支援を強化すること。また、事態収束後には GoTo キャンペーンの活用し、重層的に支援すること。

文化芸術関係者（個人）の修練・稽古・研鑽を支援するための活動費を交付するとともに、文化芸術団体・事業団体等に対し、団体の維持・継続及び今後の企画・準備を支援するための資金を交付すること。

- **取引先などの休業、自粛の影響を受ける農林水産業を含む事業者への支援**

取引先などの休業、自粛の影響を受ける事業者への支援を強化すること。とりわけ、出荷先などの休業、自粛により農林水産業など第一次産業が多大な被害を受けている。食料自給率の維持・向上など「食料安全保障」を守る観点からも、これら農林水産業者を守るための施策をとること。

（４）授業も仕事もオンライン。日本中をネットつなぎ放題に

- **GIGA スクールの推進**

子どもたちの個性に合わせた教育を実現し、学びの質を高めるとともに、遠隔授業の公平な推進のため、子ども一人一台の PC や端末を整備する GIGA スクール構想の実現を加速化すること。その際、既存の通信設備を十分に生かすため、LTE 通信対応機器も柔軟に活用すること。

- **With コロナ時代の働き方**

新型コロナ危機の状況下で、テレワークや在宅勤務を余儀なくされたが、これをワークライフバランスや多様な働き方を推進するための機会ととら

えて施策を講じていくべきである。そのためには、勤務時間のみによる評価や押印による決裁など、従来の働き方や慣習を見直し、必要な労働法制の整備や社内規定の変更につなげる取り組みを進めること。その際、業態・職能による特性を十分踏まえること。

- **通信料金の引下げに向けた取組み**

通信料金の引下げに向けて、大手通信事業者が持つ設備を新規や中小規模の事業者が借りやすくしたり、利用者が他の事業者に乗り換えやすくするなど、新規参入の促進や通信事業者間の公正な競争を促す一層の環境整備を行うこと。

- **5G時代の通信**

5G時代においては、ヒトとヒトによる通信よりモノとモノの通信量が膨大になることが見込まれる。また、通信の用途においては、BtoCよりBtoBtoCなど、これまでとは異なることが想定される。政府は、通信会社のインフラ整備を加速化し、企業によるイノベーションを実装する環境の構築を支援すること。一方で、一般消費者の端末による通信は、オーバースペックにならないよう、必要な人が必要なデータ量を快適に利用できるような料金・サービスレベルの多重化を促進すること。

(5) 学生等への支援

今般の新型コロナウイルス感染拡大によって、学生等の生活及び修学環境に重大な影響を受けており、その救済は喫緊の課題である。学生等への支援を充実させることは、個々人を守ることはもとより、社会全体の明るい未来を守ることに繋がる。かかる観点から、政府は全力を挙げて学生等への支援を行うべきである。

- **困窮する学生への支援**

実家からの仕送りやアルバイト収入が減少し、修学継続の危機に直面している学生等に対しては、各大学等における授業料等の学費減免措置の徹底を強力に後押しすること。また高等教育修学支援新制度、雇用調整助成金等をはじめとした既存の支援制度の周知徹底に努め、利活用を引き続き促すこと。また、追加の「現金給付」については、困窮学生等に迅速に届

けること。

- **オンライン学習環境の整備支援**

現下の学生等の学習環境の急激な変化に迅速に応じるとともに、「With コロナ」も見据えながら、大学等の教育機関及び学生等の双方に対し、オンラインでの学習環境を整備するための支援措置を、ソフト・ハード両面に亘って、総合的に行うこと。

- **留学生に対する支援**

新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けた内外の留学生の状況を踏まえ、その経済的支援や学位・単位の取得の支援をはじめ、各自の留学目的を達成することができるよう総合的な支援を講じること。また、今後も学生等の留学の機運が阻害されないための措置も併せて講じること。

- **学生の単位認定や学士取得の支援**

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が発出され大学通学再開が見通せない中、学業における単位がどのような取り扱いとなるか、大学内で整理、明確化を行い学生等に周知するよう、国としても後押しをすること。また、学士取得にあたり、理系学部生の実験が遅滞することにより、卒業論文等のデータ蓄積、整理が滞る可能性がある。指導教官の柔軟な対応、配慮ができるよう、大学に通知、指導を行うこと。

- **大学院生に対する支援**

大学院生の修士課程及び大学院生の修士及び博士号取得にあたっては、学術論文発表及び学会発表等の件数要件が課せられている場合が多いことから、学術会議が軒並み中止及び延期されている中、必要条件についての考慮、柔軟な対応を行うこと。

- **学術研究の支援**

科研費及び学振等の研究費等について、計画通り進捗しない場合においても、年度を超えて執行できるようにするなど、研究者目線での柔軟な対応を行い、決定後速やかに現場に伝達すること。また、新型コロナウイルス感染症対策のための大学・学術研究においては、思い切った研究費を投じること。

- **外国人留学生等への支援**

外国人留学生が充実した本邦での生活及び修学の機会を確保するために、外国人でも利用可能な支援制度やサービス等について、大学等も通じて、積極的に多言語周知を行うとともに、自治体等の行政窓口へのアクセス支援も行うこと。

(6) 第二の就職氷河期を生まないための施策含む就職活動への強力な支援と労働環境改善

● 第二の就職氷河期を生まないための事業継続支援

感染症の拡大による企業活動が停止あるいは縮小が余儀なくされる中、本年の就職活動が停止する、企業経営の先行き不透明感から募集自体がなくなるなど、今後の雇用環境が厳しくなる状況に対応し、第二の就職氷河期を生み出さないため、就職支援策、労働環境改善等を通じた事業継続支援に強力に取り組むこと。

新型コロナウイルスの影響によって、既に内定を得ている学生等が内定取消しを受けることがないように、雇用調整助成金の活用を促すなどの民間企業等に対する働きかけを継続すること。

● 第二の就職氷河期を生まないため就職活動を進める学生への支援

就職活動を進める学生等の不安を可及的に速やかに軽減するべく、新型コロナウイルス感染症の感染収束の推移を注視しながら、経済団体等関係機関とも連携しつつ、今般の緊急事態に対応した、一定の就活ルール及び就活スケジュールの枠組みを示すなど、就職活動に関して一定の方向性を示すことを検討すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、就職活動を行うことができない学生等が、今後、公平に不安なく就職の機会が確保できるように、学生等の置かれている現状を丁寧に把握し、民間企業・経済団体とも連携し、従来の就職慣行にとらわれない柔軟かつ強力な支援を講じ、学生等の正社員化を促すこと。

● 就職活動のオンライン化の支援

これまで取り組みがなされていなかった企業に対するオンラインを活用した就職活動、面接体制等の導入へ、ハード・ソフト両面の支援を強化す

ること。

- **ハローワークのさらなる電子化**

ハローワークにおける求職申し込み等手続きのさらなる電子化、スマート化を進めることで、迅速性、簡便性を向上し、求職機会の向上を図ること。

- **中小・小規模事業者の人材確保**

就職説明会、会社説明会の中止に伴い、中小・小規模事業者が新規卒業生のみならず、転職を希望する方への求職活動に大きな制約が生じていることから、人材確保を支援するため、高校生、大学生等に対する募集についての機会提供、環境整備を支援すること。求職する方への的確な情報提供にも努めること。

- **就労機会の確保のためのマッチング機能の強化**

慢性的な人手不足業種への労働環境改善や生産性革命を支援し、就労機会の確保のために就労者、求職者と雇用主等とのマッチング機能を強化すること。

- **雇用の継続性、安定性の確保**

非正規雇用からの正社員化を促進する取り組みを強化し、特に企業が新卒や若い世代を正社員で雇用する際にインセンティブを創設すること。

- **就職氷河期世代への更なる支援**

就職氷河期に就職できなかった世代が、再び、業績悪化などを理由に正社員化を白紙にされる、派遣切りにあうなどの状況に追い込まれている。就職氷河期支援強化のためにとりまとめられた「行動計画」の着実かつ強力な実行と、そのために必要な財源確保を通じ、同世代が再び不安定な雇用状態におかれることがないように万全の対策をすること。

- **妊婦の方々の労働環境改善**

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業が必要な働く全ての妊婦の方が、安心して休むことができるよう、新たな仕組みを創設すること。

(7) 感染症下の自然災害への対応

感染症が収束していない中で出水期が近づいており、自然災害発生に対応することが急務である。感染リスクを解消するための避難所の整備、救援体制、情報提供のあり方など、あらゆる想定を踏まえた準備を急ぎ、必要な予算確保に取り組むこと。

- **自然災害発生時の避難のあり方についての検討**

感染症が収まらない中での自然災害発生時において、国民がどのように行動すれば良いかについて、基礎自治体と連携して早急に整理すること。特に、感染による重症化リスクが高い、既往症がある、高齢者の方に対する判断基準を整理するなど、避難所に行くべきか否かの明確化、避難所に行かない場合の対処の仕方を明示すること。

- **避難所運営マニュアルの整備**

感染リスクを回避するため、これまでの避難所運営マニュアルに感染症対策を加え、早期に検証して運用の体制を整えること。

- **感染予防のための必要な資材準備と配備**

これまで避難所、防災倉庫等へ備蓄されていなかった、マスク、消毒液、密接回避のためのパーティション、手洗いのための石鹸、紙ペーパーなどの感染予防に必要な資材を早急に準備し、配備すること。